

及蒙疆特定資源の協力開發に關し規定したが、太平洋戰爭開始後は所謂同甘共苦、協力一致戰爭完遂の爲め昭和十八年十月三十日日華同盟條約調印せられ、前記昭和十五年の日華基本條約に代るものとし、泰とは昭和十六年十二月二十一日泰參戰の際、緬甸とは昭和十八年八月一日同國獨立承認の際、同様比律賓とは昭和十八年十月十四日同様同國獨立承認の際均しく太平洋戰爭の完遂に資する目的を以て經濟協力に關する同盟條約が締結せられ、更に昭和十八年十一月六日には大東亜共同宣言により東亜諸國間に於ける政治、國防、經濟、文化關係に關し自主獨立、互惠平等と共に存共榮、福祉貢獻とを根義とする五大原則を定め之を中外に宣明するところがあつた。

第二節 支那との條約交渉

第一款 北京關稅會議及支那關稅自主權の承認

大正十一年二月六日華盛頓で調印の支那の關稅に關する條約に於ては(一)支那關稅を現實五分に改算すること、(二)暫行的に一般商品に對し從價一分五厘、奢侈品に對し從價五分迄附加稅を課すべきこと、(三)明治三十五年(一九〇二年)の英支マッケー條約等に基き支那政府が釐金廢止其の他の條件を履行する場合に於ては從價一割二分五厘迄關稅率を引上げべきことを規定した。而して上記(一)に付ては先づ上海に於て關係國代表者間の會議開催せられ其の結果大正十一年九月二十五日改正稅率案を議決したるにより本邦政府に於ては大正十一年十一月二十九日之に對し承認の通告を與へ大正十二年七月十七日より實施を見るに至つた。(二)及(三)記載の支那關稅改正の爲め關係國間の會議開催の件对付ては支那革命の影響を受け延期したるも漸く大正十四年十月二十六日北京に於て關稅會議開催せられ、本邦より駐支芳澤(謙吉)公使全權として列席することとなつた。同會議に於ては各國共支那に對して同情を有し、支那新政府に對しては適當の收入を與へ其の安固を計らざるべからずとの意見であつた。殊に本邦政府としては支那新政府を支持し所謂不確實借款の整理を行はしむるの政治的必要ありたるに因り北京關稅會議に於ては華府關稅條約の規定以上に出で進んで支那に對し妥當なる條件の下に關稅自主權を附與すべきことを提議するに至つた。右本邦政府の提議に對し米國代表は直ちに之に同意を表し、英佛其の他の代表も亦主義上之に反対するを得ざるに至つた。

元來米國は治外法權に對しては其の傳統的政策として治外法權の撤廢に先ち先づ關稅自主權を附與すべしとの方針を採つた。例へば本邦に對しても既に明治十一年寺島外相時代に關稅自主權附與を目的とする日米條約が調印せられたる沿革がある。蓋し米國に於ては關稅政策としては國定保護關稅主義を採用し、又自國の輸出品は棉花、小麥、石油、煙草、機械類、自動車等の如き必需原料品又は獨占的商品に屬するが故に輸出先國との協定により關稅引上げを防止するの必要鮮少であつた。依て他國に對しても關稅國定權の自由を容易に認めんとするものである。之に反し日本は關稅政策の上に於て米國と異る立場に在るのみならず、自國產品は關稅引上げにより支那國內產品の競爭上最大の影響を受くべき地位に在つた。依て從來支那關稅引上げに付ては列國中最も保守的態度を採用せざるを得なかつたが北京關稅會議に於て米國の對支政策と一致の態度を探るに至りしは重大なる政治的理由によるものであつた。蓋し日本は明治維新以來の苦き經驗により關稅自主權の束縛が如何に支那に對し其の財政經濟上苦痛を與へ居るやを承知し居るにより率先之を拠棄するに於ては支那新政府より絶大なる歓心を贏ち得べきものと思考したるのみならず、支那政府に於て新たに獲得せる關稅自主權を濫用せず、陸奥、小村兩條約改正に於て日本が爲したるが如く列國との通商に障害を與へざる程度の妥當公正なる國定關稅率を制定し、且つ右關稅引上げによる影響を緩和する爲め重要貿易國との間に互惠關稅を協定すべく、更に關稅自主權行使の條件として釐金稅の廢止等を遵行すべきが故に爾後と雖も各國の對支貿易は健全なる發展を遂ぐるに至るべく、從て關稅收入も甚しく増加すべきが故に其の得たる增收中より適當

部分を借款整理に充當せしむることも困難ならずと爲したのである。米國代表は日本代表の提議せる支那に關稅自主権を與ふることに賛意を表せるも、日本と異り對支貿易品の性質上支那との間に互惠關稅協定締結の必要なく、又不確實借款の整理を其の條件とするの必要がなかつた。從て其の結果米國は日本以上支那に同情を有するが如く見ゆるに至つた。英佛等の代表も亦結局日米兩國代表の意見に追従したが、是亦米國と等しく互惠條約の締結及不確實借款の整理を條件とする點に於ては日本の如く强硬でなかつた。

是等支那に對し關稅自主権を許容すべき旨の列國代表よりの提議に對し支那代表王正廷は之を感謝すると共に、支那は關稅自主権獲得後公當公正なる國定關稅案を實施すべく又右國定關稅案實施と同時に釐金稅の撤廢を行ふべく且つ關稅增收の一部を借款整理に充當すべく是等に付ては目下至急審議中なるが故に不日其の成案を提出すべし。尤も暫定附加稅の賦課は華府條約によるものなるが故に釐金稅撤廢及び借款整理と關係なく至急實施を必要とす。又日本代表提議中に在る互惠協定締結のことは列國に於て關稅自主権承認の條件とすべきものに非ざれども支那新國定稅率が列國の貿易に障害を與へざるべきことに付最善の努力を爲すべき點に付ては支那代表は日本代表と其の意向を一にするを以て互惠對等の原則の下に日支間に關稅協定を締結することに付異存なしと述べた。蓋し上記の通り北京關稅會議に於ける日本の方針は列國に率先して支那關稅自主権を附與し其の歡心を買ふと共に、恰も本邦に於て陸奧又は小村條約改正の際英米佛獨主要國との改正條約中に於て其の重要輸入物品に對してのみ一定期間形式上又は事實上片務的に改正輸入稅率の束縛を許與し以て關稅自主権附與に基く影響を緩和せしめたるの先例を踏襲し、兼ねて支那が改正關稅の下に得べき收入增加の一部分を以て懸案中の不確實借款整理を行はしめんとしたものであるが、其の結果は獨り本邦政府のみ支那の關稅自主権行使に對し困難なる條件を要求するの形態となつた。其の理由は北京關稅會議に於て治外法權國との條約改正には治外法權の撤廢を關稅自主権の許與に先行せしむべしとの日本、暹羅、土耳其、

波斯等の先例を無視したる爲めと言はざるを得ない。列國は國定關稅主義一點張りの米國の方針に追従し治外法權の撤廢に先ち關稅自主権を拋棄せることが誤であつたと言はざるを得ない。爾來本邦の對支外交は孤立に陥り甚だ困難なる折衝の後漸く昭和五年五月の日支關稅互惠條約の締結により局を結びたるも、右互惠協定は甚だ短期のものなしに付右廢棄後日支貿易は全面的壞滅を見るに至つたことは後述の通りである。

夫は兎に角大正十四年の北京關稅會議に於ては華府條約の規定するところ以上に出でた。即ち支那に關稅自主権を附與するの建前を以て支那が國定關稅實施後に行ふべき借款の整理案、右借款の整理と支那の財政安定とに必要な収入を得るに足るべき國定稅率案及び右國定稅率實施前暫行的に施行すべき改正關稅案に付討議を進めた。又右支那の國定稅率實施と同時に實行すべき釐金稅等の撤廢案に付ては内政問題として支那政府の誠意に任することとした。然るに北京關稅會議の審議が斯かる問題の爲め遷延を重ね居る中、在廣東國民黨の北伐軍は漢口を攻略し北京に迫らんとし日本の支持したる在北京の段祺瑞政府は崩壊したるにより同會議は大正十五年七月三日最後決定を見ずして一先づ閉會するに至つた。

其後昭和二年九月六日南京に於て武漢政府と合体せる新國民政府が樹立せられたが、右新國民政府は最早列國と協議を爲さず單獨の宣言を以て不對等條約を廢棄し、治外法權撤廢及關稅自主権の回復を企圖し本邦政府に對しても昭和三年七月十九日日清通商航海條約改訂期を捉へ爾後同條約の規定は一切無効なることを通告し越した。右は恰も日本に於て井上條約改正會議の失敗後明治二十二年の大隈條約改正に於て條約廢棄論を以て列國に當りしと同一筆法に出でたるものなるが、固より日本始め關係列國は之を容認せざりしも、日本以外の列國は關稅問題に對し漸次既に北京關稅會議に於て決定せるところを容認せんとの態度を探るに至つた。日本以外の列國は支那國民政府が華府條約決定の暫行附加稅を單獨實施したることに付之を默認するの態度を探り、又關稅自主権問題に付ても支那との間に昭和

三年七月二十五日米支間に關稅條約締結せられたるを始めとし同年末迄に諾、白、伊、丁、葡、蘭、瑞典、英、佛、西諸國との間に各自關稅條約を締結支那の關稅自主権を承認することとした。同時に支那をして先づ適當なる財政收入を得せしめ以て釐金稅等の撤廢、借款整理に充てしむる爲め既に關稅會議に於て大體決定せる所謂七種差等關稅を國定關稅の名義の下に實施せしむることを同意した。

先づ米國駐支公使「マツクマレー」は支那共和國財政部長宋子文との間に一九二八年（昭和三年）七月二十五日北京に於て右を目的とする條約に調印した。同條約は二ヶ條より成り、第一條第一項に於て支那の輸出入稅、戻稅、通過稅、噸稅に關し兩國間の條約中に存する一切の條項を廢棄無効となし完全なる國定の關稅自主の原則を適用す但し兩締約國の一方は他の一方の領域内に於て前記諸項及之に關係ある事項に關し最惠國待遇を有すべきことを、第二項に於て兩締約國國民は他の一方の領域内に於て輸出及輸入に際し如何なる口實を以てするも當該國民又は列國民の納付するところと異なるか又は之より高き何等の内地課金又は租稅を徵收せらるべきを、第三項に於て本條約は批准交換後四ヶ月又は遅くも昭和四年一月一日より其の效力を發生すべきことを定め、第二條に於ては本條約正文は英支兩文を以てし、相互の間に差異ある場合に於ては英文を以て基準と爲すべきことを定めた。

次いで諾威とは一九二八年（昭和三年）十一月十二日、白耳義とは同年十一月二十二日、伊太利とは同年十一月二十七日、丁抹とは同年十二月十二日、葡萄牙とは同年十二月十九日、和蘭とは同年十二月十九日、瑞典とは同年十二月二十日同様の條約締結せられたるが、右の中白耳義との條約には更に第二條に於て兩締約國民は其の他方の領域内に於て相互に其の法令及裁判權に服從すべきことを約すると共に附屬公文に於て（一）同條約に規定する支那の治外法權撤廢は支那に於て治外法權を現有する列國の過半數が之を拠棄したる後其の效力を發すべきこと、（二）治外法權撤廢前現行法及民法、商法が支那共和國政府により正當に發布せらるべきこと、（三）國際私法の原則により右支那の法權に服從したる後に於ても白耳義國民の身分に關する事項は本國法に準據すべきこと、並に（四）支那に於て治外法權の撤廢せらるゝ曉に於て支那は其の締約國の他方に於て支那國民に對し内地を開放し居る如く白耳義國民に對し支那の内地開放を行ふべきことを約束し、伊太利、丁抹及葡萄牙との條約附屬公文に於ては右（一）に付大正十年華府條約に署名したる各國が全部之を承認するを條件とし、（二）、（三）、（四）に付白耳義との條約同様の條件を約し、又和蘭との條約に於ては和蘭產糖蜜、砂糖、石油、ガソリン、機械油、人造絹絲、「コンデンス・ミルク」、毛織物、紙類、「コ、ア」に付適用すべき稅率を定めたるが右稅率は前記北京關稅會議に於て定めたる所謂七種差等關稅率によることとし、砂糖は從價一割二分五厘、冰砂糖は從價一割七分五厘、人造絹絲は從價一割、石油は箱入のもの一箱に付〇・八七七、其の他のもの十米「ガロン」に付〇・八四七と特記し、且つ右協定稅率は公布二ヶ月後に於て效力を生じ、其後一ヶ年間は之を引上げざるべきことを約した。

英國とは昭和三年十二月二十日南京に於て駐支英國公使「ランプソン」と外交部長王正廷との間に三ヶ條より成る同様の目的を有する關稅條約が調印せられた。而して其の第一條に於て兩締約國は現行條約中に於ける支那が任意に稅則を定むる權利を制限する一切の條款を取消し關稅自主の原則を適用すべきことを約し、第二條に於て兩締約國は相互に貨物の輸出入に關する關稅、内地稅、其の他の負担に付當該國民又は別國民が同一產地の貨物に課せらるべき等しき稅率を課すべきことを定め、第三條に於て英國は現行條約中支那が任意に噸稅を定むる權利を制限する條項を取り消すべきことを承認す、尤も噸稅及噸稅と關係ある事項に關し支那に於ける英國船舶及本條約の適用を受くる英國各領土内に於ける支那船舶は最惠國待遇を受くべきことを規定し、第四條に於て本條約は倫敦に於て批准を交換し、批准交換の通知を爲したる日より效力を發生すと規定した。尙英國との條約に於ては附屬公文を以て加奈陀、濠洲、「ニュー・ジーランド」、南阿聯邦、アイルランド及印度竝に委任統治地域に於て支那の生産物に對して最惠國待遇を

附與する限り是等自治領土よりの輸入貨物に對し支那は最惠國待遇を附與すべきこと並に支那が實施すべき國定税率は一九二六年（大正十五年）北京關稅會議に於て討議し假に協定せられたる税率（所謂七種差等關稅率）と同一なるべきこと、從て支那に於て英國產貨物に對し適用すべき税率は右協定せられたる税率より高からざるべきこと、而して右支那國定の税率は其の實施の日より少くとも一ヶ年間は之を据置くべく、又之を廢止せんとする場合に於ては其の二ヶ月前に豫告を爲すべきこと、並に右支那の關稅率は海陸兩國境に於て均等に適用せらるべしと約した。

佛蘭西とは之より少しく後れて昭和三年十二月二十二日、西班牙とは同年十二月二十七日に前記米英と支那との間に締結せられたると同一條件の下に關稅自主權を承認することとなつたが、右の中佛蘭西との條約に於ては印度支那國境に於ける特惠關稅は一九二九年（昭和四年）三月三十一日以前に廢止せらるべきこと並に佛蘭西及其の植民地に於て支那の生産物は完全なる最惠國待遇を有せず、純綿織物、胡椒、唐辛子、肉桂、肉豆蔻の實、丁子の薑及茶の七品に限り最低税率の適用を受くべきことを定め、支那は右以外の產品に對し最惠國待遇を受けんが爲めには特別協定を必要とする旨を規定した。

獨逸は第一次世界大戰により支那に於て治外法權及片務的關稅協定を有せざるに至りたるに付平和克復後の大正十年（一九二一年）兩國關稅關係に關し暫定的に最惠國待遇の交換を約したが、獨支兩國政府は此の機會に關稅に關し正式に條約を締結することに決し、昭和三年八月十七日駐支獨逸公使「ヴァルビ」と外交部長王正廷との間に關稅條約締結せられた。同條約は第一條乃至第四條より成り、第一條第一項に於ては兩締約國は關稅事項に關し待遇の絕對的均等を計らんが爲め一九二一年（大正十年）五月二十日の獨支間の協定を補充する目的を以て本條約を締結すること及兩締約國は爾後一切の關稅及之に關聯する事項に付他の一方の領域内に於て別國をして享受せしむる待遇に比較し何等の差別を附與せざることを規定し、第二項に於て兩締約國民は貨物の輸入又は輸出に際し當該國民又は最惠國

國民と異る何等の關稅、内地課金又は租稅を徵收せらるべきことを規定し、第二條に於ては兩締約國は出來得る丈け速に完全なる均等及平等の原則を基礎として通商航海條約締結の商議をなすべきことを、第三條に於て條約正文を獨支英語を以て作成し解釋に相違ある場合に於ては英正文によるべきことを、第四條に於て本條約は成る可く速に批准交換を行ひ之を行ひたることを相互に通知したる日を以て效力を發生すべきことを約した。

斯くの如く日本以外の諸國との間には支那の關稅自主權承認を目的として必要なる條約を續々締結したるも北京關稅會議に於て率先支那に對し關稅自主權の附與を提議せる日本は却て支那との間に同様の條約を容易に締結得ざることとなつた。其の理由は本邦が關稅自主權附與の條件として提議せる互惠協定及借款整理の二條件に關し北京關稅會議に於て適當なる協定に達し得ざりしのみならず、支那革命軍の北伐に關聯し昭和二年には南京、漢口兩事件を、昭和三年には濟南事件を惹起し殊に後者を契機として日本の山東出兵となつた。之が爲め支那の關稅自主權附與に關する兩國政府間の協議は列國に比し甚しく遷延決せざることとなつた。依て日本に於ては前記關稅自主權附與問題は別問題とし又國民政府の華府條約による暫行的附加稅の徵收に對しては一片の抗議に止め不取敢大正十五年北京關稅會議に於て議定せる七種差等關稅の實施を承認すべしとの態度に變更した。即ち右に關し昭和二年十月以來右上海矢田（七太郎）總領事と財政部長宋子文との間に交渉行はれ、其の結果同年十二月五日付を以て國民政府王外交部長は芳澤公使宛を以て支那の現行輸入稅率は過去八ヶ年以前協定せるものであり、時代の推移に適せざるものである。依て國民政府は之に應する爲め新稅表を制定公布し、之を民國十八年（昭和四年）二月一日より實施すべしと通告し來り右通告中には前記北京關稅會議に於て支那と列國代表との間の協議により定めたる七種差等關稅率表を添附し、又右適用期間は一ヶ年とすべきことを併せ記入した。蓋し支那政府は其の形式上は既に日本以外の列國より其の承認を得たる自主關稅權に基く國定稅率表を送付するものなることを裝ふと共に、内實は前記英蘭との關稅條約附屬公文及日

本との内協議の結果を尊重し北京開稅會議協定の差等開稅を其の實施後少なくとも向ふ一ヶ年間据置くべきを約したるものであつた。之に對し日本政府は開稅自主権の承認及互惠協定締結問題は他日に留保し不取敢昭和四年一月三十日付正式承認を與へ右支那改訂稅率は同年二月一日より實施せられた。右支那改訂稅率と大正八年及大正十一年兩度改算の現實五分開稅率との比較表を本邦重要品に對し示せば次の如くである。

第一表 支那改訂協定開稅率比較表（大正八年乃至昭和四年）

品 名	單位	大正八年（一九一九年）		大正十一年（一九二三年）		昭和四年（一九二九年）	
		稅	番	改訂稅率 海關兩	稅	番	改訂稅率 海關兩
綿織物							
(一) 生のもの (イ) 十七番手を超えるもの	一 擔	五六の(イ)の(イ)	一・二八	五八の(イ)の(イ)	二・〇〇	五一の(イ)の(イ)	(七・五%)
(ロ) 十七番手乃至二十三番手のもの	(一)の(ロ)	一・三八	(一)の(ロ)	一・一〇	(一)の(ロ)	(七・三%)	(七・五%)
(ハ) 二十三番手乃至三十五番手のもの	一・九〇	(一)の(ハ)	三・〇〇	(一)の(ハ)	七・五%	(七・五%)	(七・五%)
羅 紗 紗類	一疋	二の(ロ)	二の(ロ)	二の(ロ)	二の(ロ)	(一〇〇%)	(一〇〇%)
鐵板（厚八分の一吋未滿のもの）	一 磡 八六	〇・〇七六	八七	〇・一五	九八	(一・二・五%)	(一・二・五%)
葡萄酒（鑄入のもの）	一 擔 一三三	〇・三一〇	一三三	〇・一一五	一五〇	(一・〇・〇%)	(一・〇・〇%)
紙 卷 煙 草 千 本	一 擔 二八一	〇・三一	二八〇	〇・三一	三一八	(七・五%)	(七・五%)
人 造 藍 一 擔 三六二	一 擔 三六〇	三六〇	三六〇	四一三	(一・六・六%)		
石 油 一(五米ガロン)二罐 入 (A) 三九七の(A)	〇・一一 三九二の(A)	〇・一四 四四六の(イ)	(一・七・五%)	(一・七・五%)			
小 麦 粉 一三三一 無 稅 二四〇 無 稅 二八〇 無 稅							

尙上記昭和四年二月一日より實施せられたる支那の改正輸入稅率は支拂通貨單位を從來通り海關兩を以て定めた。然るに同改正開稅率實施以來銀價暴落し始めたるに付金換算による場合に右開稅率は豫定の收入を得ざることとなつた。之が爲め改訂開稅より生ずる收入を以てしては金拂の支那諸借款の利拂等の支拂に不充分なるに至つた。依て支那政府は昭和五年二月一日以後海關金單位なる假定支拂通貨を定むることとした。而して右一海關金單位は六〇・一八六六「センチ・グラム」の純金即ち舊米弗四〇仙に相當するものとした。(當時の爲替相場によれば英貨一九・七二六五片、日本金貨〇・八〇二五圓に相當す)而して開稅率表所載海關兩を右金單位に換算するには米國宛爲替相場により其の實施三日前に公示すべきことを定め例へば昭和五年二月一日より同十五日至る期間海關一兩は一・五〇金

單位、同三月十六日以後は一・七五金單位として換算すべきことを江關關稅司「マイヤース」より告示した。

斯くて支那は昭和五年二月以來一躍支拂關稅通貨に變する限りは金本位に移行し從來の如く銀通貨の騰落により一定期間毎に支那海關稅率の改算をなすの煩を免るゝに至つた。右は厳格に言へば日本としては未だ支那の關稅自主權を承認せざる以前なるに付日本政府との承認を得て始めて實施し得べきものなりしも當時一般歐洲列國間に於ても當該國通貨相場の下落する場合に於ては下落前の本位金貨を標準として關稅に調整を加ふるか又は對外爲替下落率に應じて適當の附加係數を課するの慣例行はれ加之右金本位への換算を目的とする通貨の調整又は係數の附加は假に外國との協定稅率の設けある場合にも妨げざるものとなしたるが故に其の儘之を默認することゝした。

第二款 日支互惠關稅條約の締結

支那は日本及列國の同意を得て昭和四年二月一日以來所謂七種差等關稅法を實施し、昭和五年一月一日より之れを金單位拂ひに變更し又同日を以て關稅自主權獲得の對償として英國及和蘭に約したる一ヶ年間の据置の期限を満了し、又列國に對する關稅自主權獲得の條件たりし釐金撤廢も之れを實行し得べき準備完了した。依て日本に對して列國と等しく速に支那との間に協定を遂げ關稅自主權を承認すべきことを督促した。依て之が爲め上海に於て臨時代理公使たる重光（葵）總領事と玉外交總長との間に熱心なる交渉行はるゝこととなりたるが、同協定締結の本邦側條件たる互惠關稅率の設定及不確實借款の整理案に付ても彼我の主張漸次接近し來り、終に昭和五年三月十一日日支關稅に關する協定が南京に於て假調印せられ、樞密院の諮詢を経たる後同年五月六日正式調印を了し、同年五月十六日より實施せらるゝこととなつた。蓋し支那側より言へば日本が北京關稅會議に於て進んで關稅自主權附與を提議せる以後四年の歲月を経過せるものなるに付日本の態度は酷なりとせしも之を列國が明治十五年の井上條約改正以來關稅自

主權の附與は治外法權の撤廢、内地開放と不可分關係に在るものと主張し、又陸奧條約改正交渉の際には明治三十二年一月一日より始めて國定稅率を實施し得たるも右期日には明治二十七年日英改正條約調印以來既に五ヶ年の歲月を経過し居り而も右日本最初の國定稅率には英佛獨三國よりの重要な輸入品に對し期間を十二ヶ年とする協定稅率を附屬し居りしに比すれば日本の支那に對する態度は寧ろ寛大と云ふべきであつた。

日支關稅協定は第一條乃至第五條より成り、第一條は各締約國に於ける物品の輸入及輸出に對する稅率、戻稅、通過稅並に噸稅に關する一切の事項に付當該國の法令に依り專ら規律せらるべきことを、第二條第一項に於て兩締約國の政府は輸出入稅、戻稅、通過稅及其の他の同様の内國課金、噸稅並に右に關する一切の事項に關し其の國民に與へらるべきところのものに比し不利益ならざる待遇を相互に對手國の國民に與え得ることを、第三項に於て締約國生産物は輸入稅、戻稅、通過稅其の他内國稅に關し最惠國待遇を有すべきことを、第三項に於て締約國の領土内に於て生産せられたる貨物の輸出稅、戻稅、通過稅及內國課稅に關し最惠國待遇を有すべきことを、第四項に於て噸稅に關する一切の事項に關しては兩締約國の船舶は他方の領土に於て最惠國待遇を有すべきことを、第三條に於て前記諸條及本協定附屬交換公文に掲げらるゝ規定は今後速に兩約締國の間に商議締約せらるべき通商航海條約中に包含せらるべきことを、第四條に於て本協定は日支英三國語を以て調印し、疑義ある場合に於ては英文により決定すべきことを、第五條に於て本協定は調印十日後實施せらるべきことを約した。而して附屬書は四個より成り其の第一部には第一部及第二部の附屬協定稅表を有し、其の第一部に於ては本邦より支那に輸入せらるゝ綿製品に關し三十三稅率、(2)漁獲物及海產物に關し十二稅率、(3)小麥粉、(4)雜品に關し十七稅率を掲げ、内一、二、三は三ヶ年間、四是二ヶ年間昭和四年二月一日より實施中の支那改正關稅率を據置くことを定め、又右附屬表第二部に於て支那より本邦に輸入せらるべき(1)夏布八稅率に付ては大正十五年三月二十九日實施の本邦關稅率を、(2)絹織物二稅率、(3)刺繡布に付ては大正十三

年七月三十一日より實施の賛澤品關稅十割を三割方減少したるもの（即ち從價七割となる）を尙ふ三ヶ年間据置すべきことを規定した。更に第一部附屬表記載物品中(1)綿製品の內稅番五一綿織絲は支那政府に於て關稅以外に消費稅を課するの權利あるべきこと、(2)漁獲物及海產物の內稅番二〇五乾鰐、二一三乾魚、及二一七海草、(3)稅番二八〇小麥粉、(4)雜品の內稅番三〇二椎茸、六四七鏡、六五二の(5)革製以外の靴、六八五藥品類、七〇六の(6)電氣機械等、(7)織布以外の機械に付ては前記昭和四年の支那關稅率の外に從價二分五厘を超える範圍内に於て支那政府に於て關稅を引上ぐるの權利あることを留保した。

次に本協定第二附屬書に於ては其の實施四ヶ月後支那陸境を通過し輸入せらるゝ貨物に對しては從來行はれた輕減率を廢し海關稅を其の儘適用すべきことを定めた。即ち以て華府關稅條約第六條第一項の規定を實行するに至つたものである。第三附屬書に於ては支那に於ける通商の促進を障害すべき釐金稅、常關稅、沿岸貿易稅及通過稅並に他の同様の課金を支那政府に於て昭和五年十月十日より廢止すべく其の他の課金に對しても成る可く速に且つ能ふ限り廢止することに努力すべきを約した。最後に無擔保即ち不確實借款の整理に關し第四附屬書に於て支那國の内債及外債を整理する爲め關稅收入より毎年五百萬元の額を積立つることを既に開始したこと並に昭和五年十月一日以前に債權者の代表會議を開催之が整理案を作成すべきことを規定した。

斯くて日支關稅協定は昭和五年五月十六日より向ふ三ヶ年間實施せらるゝこととなり又該協定第三條に於て同協定期間滿了以前日支兩國間に一層完全なる通商航海條約の締結せらるべきを豫見して居た。而して同協定の内容を檢するに締約國は相互輸出入貨物に對し最惠國待遇を約する外本邦對支輸出總額の中約四割四分に相當する重要貨物に付大正十五年北京關稅會議に於て協議決定せる比較的公正妥當なる所謂差等關稅の據置を約せしめ、其の稅率は從價一割乃至一割五分に相當するに過ぎなかつた。即ち右協定品中には本邦對支重要輸出品たる綿絲、綿織物、小麥粉、海

產物、琺瑯鐵器、鉢鉗、洋傘、鏡、布又は護謨製靴、時計部分品、麥稈又は紙、パナマ帽子、藥材、魔法瓶、電氣機械、織布機械、玩具、自轉車等の重要な貨物を包含して居た。併も之が對償として支那に附與するところの協定稅率は夏布と稱せらるゝ支那特產の麻布、野蠶又は天蠶製絹繡子等の三品にして其の昭和四年に於ける本邦への輸入總額は十數萬圓を出でなかつた。即ち其の名目は日支關稅協定は互惠協定と稱するも實際の内容は明治四十四年の小村條約改正當時の英佛附屬協定よりも一層片務的であり、寧ろ明治三十一年の陸奥條約改正當時の日英、日佛、日獨等の片務的協定稅目に彷彿たるものであつた。

支那は昭和五年五月十六日實施の日支關稅協定により關稅自主權の行使に付關係國全部の同意を得たる次第であり、又曩に英、蘭兩國と約したる改正稅率一ヶ年据置の約束も昭和五年二月一日を以て右期間の満了せるに付最早日支關稅協定に關係なき物品に對しては全然自由に稅率を改正し得べきこととなつた。依て支那は關稅自主權を得たる以後に於ける第一次の國定關稅定率法を編成し、之れを昭和六年一月一日より實施することとなつた。右支那國定關稅率に於ては有稅輸入品の稅率を從價五分より五割迄十三級即ち從價五割、四割、三割五分、三割、二割五分、二割、一割五分、一割二分、一割、七分、五分五厘及五分の品種に分ち且つ從來實施の七種差等關稅に比較し三割乃至三割五分方の增稅を行ひたるものであつた。即ち日本酒、各種煙草(葉煙草を除く)、絹衣類等は從價五割、絹織物、人絹織物、鱗の鱗(上等品)等は從價四割五分、燐寸、人蔘、寶石の一部、陶磁器、懷中時計(上等品)等は從價四割、毛布、絹綿交織物、角砂糖等は從價三割五分、麻製衣類、生糸、自動車、懷中時計(中等品)、茶、麥稈帽子、硝子器(上等品)等は從價三割稅品に引上げ、之に反し化學器具、裁縫機械及針は從價一割二分五厘なりしを從價七分五厘に、電氣機械、原動機其の他の機械類等は從價一割なりしものを從價七分五厘に、農具、工作機械、手工具、鐵道機關車、客車、貨車、鐵道枕木、レール以外其の他の鐵道材料は從來從價一割なりしものを從價五分に、又レール及附屬品に

付ては每擔〇・六三金單位なりしものを〇・二九金單位に引下ぐることゝした。蓋し支那に於ても陸奥條約改正の時代本邦最初の國定關稅に於けるが如く收稅主義を離れ國內産業の保護を目的として稅率を制定するに至つたのである。其後支那政府に於ては昭和六年揚子江岸に大水害の起るや救災附加稅徵收章程を公布し、日支協定品以外の全部の輸出入貨物に對し同年十二月より翌年七月末迄輸出入稅及轉口稅に對し總て正稅に對して一割を追課することゝし、八月一日より之を五分に輕減せるも別に米國との小麥借款元利償還に當つた爲めとして新たに五分を課することゝした。

斯く日支互惠協定の下に日支貿易關係は支那の關稅自主權獲得以後に於ても正常關係の下に發達すべきものと思考せられ、又當該協定滿期後も之に代るべき適當なる通商航海條約兩國間に締結せらるべきと期待せられたるが、元來、治外法權を撤廢せしめ得る程度に未だその法制の完備せざる支那に對し關稅自主權を附與することは國際慣行上尙早とせられる所であり、殊に、翌昭和六年九月十八日には滿洲事變勃發し日支關係が險惡となつた爲め其の期待は外れた。即ち支那に於て新國定稅率を實施したる後は砂糖、絹織物等特に高率を受くる貨物に對し密輸入行はるるに至り、支那政府は豫定の如き關稅收入を得ず他方支那に於ては關稅自主權の獲得に満足せず、更に治外法權撤收、利權の回復を目的とする國民運動甚々熾烈となり、其の標的を排日抗日に集中し進んで滿洲より日本の勢力を放逐せんとし、其の窮まるところは昭和六年九月十八日奉天に於て鐵道爆破事件を起し、禍亂全滿洲に波及し、茲に日支關係は全面的に破壊せらるべきに至つた。

昭和七年三月愈々滿洲國は支那より獨立し、同年六月關稅制度に付ても支那より分離すべき旨の宣言を爲すや支那は從來滿洲方面に於て得たる關稅收入年額二千六百萬元を失ふに至り、國民政府財政部長宋子文は同年七月分の支那海關稅の實收額を以てして内債、外債利子の支拂のみにても三百餘萬元の不足を告ぐるに至つたと説明した。依て支

那政府は其の收入減を補填するの目的を以て同年八月三日公布の國民政府令を以て人造絹絲及其の製品其の他數種の奢侈品と認めらるゝものに對し更に大幅の輸入稅率を引上げ翌四日より直ちに實施した。右による輸入稅の增收額一千萬元、外に前記救災附加稅徵收章程により昭和七年八月一日より繼續實施すべき一般輸入貨物に對する五%の附加稅徵收による收入額一千萬元、合計年額二千萬元の增收を得べしと説明した。而して右昭和七年八月三日公布の奢侈品に對し關稅引上げ程度を見るに人造絹絲に對しては舊稅率每擔五十八金單位を七十三金單位に引上げ、生絲は舊稅率從價三割より六割に、絹織子（無地）は每擔一・六〇金單位より二・七〇金單位に、絹織物及人造絹織物は舊稅率從價四割五分より七割に、衣類は舊稅率從價五割より七割五分に、酒（樽入のもの）は每擔十八金單位より二十九金單位に、藥劑は一五%より二〇%に、アニリン染料は二五%より三五%に、人造藍は每擔十二金單位より十四金單位に、玩具は一二%より三〇%に引上げられ之が爲め上記砂糖の外酒類、人絹、絹織物等を目的とする密輸入が益々行はるゝに至つたのである。

第三款 日支關稅協定滿期後に於ける支那の排日政策

其後昭和五年五月締結日支關稅協定に代るべき通商航海條約に付ては其の交渉すら始める以前に早くも同協定は昭和八年五月十六日滿期を迎ふることゝなつた。然るに滿洲事件以來日支間紛爭は益々高潮に達し、昭和七年一月二十一日には上海事件に擴大したが五月五日漸く上海に於て停戰協定締結せられ五月三十一日中支より日本軍が撤退するに至つた。併し滿洲建國問題を繞り日支關係は容易に正常に復さず國際聯盟の干與により益々紛糾を極め、終に昭和八年三月二十七日日本の國際聯盟脫退を見るに至つた。而も同年六月開催世界の經濟建直しを目的とする倫敦に於ける國際經濟會議は全面的失敗に終つた。斯かる國際的空氣の下に日本に有利なる昭和五年の日支關稅協定は

到底之を修正又は繼續すべくもなかつた。即ち支那國民政府は既に昭和八年四月二十日日支互惠協定廢止後に實施すべき全面的關稅改正に關する原案を編成したるが、五月二十二日之を公布即日實施した。右改正の主目的は同年一月の中央政治會議に於て採用したるところの第三次中央全體會議に提出せられた日支互惠關稅協定廢止を機會に支那紡績の全面的保護を計るべしとの案を根據としたるものである。其の要旨は外國より輸入綿絲布の稅率は少くとも昭和五年關稅定率の二倍とすべく、加工綿布に對しては更に高率を課すべしと云ふに在つた。其の結果綿絲布中從量稅を受くるものは舊稅率に比し三割乃至九割の引上げとなり、從價稅を從量稅に變更したるものは十二割乃至五十割の引上げとなつた。當時綿絲布及び其の製品は支那の輸入貿易品中最重要なる地位を占め、其の輸入總額は全輸入額の二割を占めた。昭和七年の輸入總額六千二百萬金單位内日本品六割二分、英國品三割二分を占めてゐた。依て本關稅改正により本邦は對支貿易關係國中最も打擊を受けた。之れに反し米、英、佛、獨等の諸國殊に米國よりの輸入品に對し國民政府は政治的見地より國產保護の必要に出づるを名とし却て稅率を引下ぐることゝした。今試みに當時上海日本商工會議所に於て發表せる調査により對日、英、米、獨の主要輸入品に對する新舊關稅率の比較、新稅率の舊稅率に對する引上げ又は引下げ割合及沖着値段に對する新稅率の割合を示さむ。

第一表 日英米獨主要輸入品新舊關稅率比較表

備考 新税率とは昭和八年五月二十二日實施の支那關稅率舊稅率とは昭和五年一月一日實施のものとす。

七	稅新 稅 番率	
一	稅舊 稅 番率	(一)
四	商 品 名	本
綾生地 (双)		
從價	金新	
	單稅	
五 %	位率	
從價	金舊	
	單稅	
一 〇 %	位率	
	上率 割合 一五〇%	新稅率の舊稅 に對する引 割合に對する 新稅率の市 割合に對する 一八・五%

四七	六三	三六のC	二七五のA	二九二	二五六	二九一	三一の五	九七	四四	四三
一三〇	八二のA	五九のA	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四
人	織物のメリヤス	化成	紗	石	印	刻	干	染	絲	兩面捺染
造	(起毛せ)	染料	セ	硫	石	印	千	染	染	波
絹		ト	硫	石	印	刻	サ	染	ラ	ア
絲		炭	セ	石	印	刻	サ	染	ソ	シ
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	碼
七三	○〇	三八	○〇	一〇	○〇	一八	〇一	一四	〇一	六三〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	反
五八	〇〇	一二	〇〇	三五	%	八九	〇八	一八	〇一	一一五
增	三六%	一三三%	六三%	六三%	六五%	一五三%	一〇二%	七八一	三九%	八七二%
一二四	五%	六三二%	六五%	六五%	六五%	六二%	五一%	四八三	五九%	三七五%

四一三	三五七	三〇五	小麥
四一〇	五三三のB	二八八	葉
四	四九五のB	四九五	石
獨	一九六	一六八	鐵
逸	一八八	一六〇	鋼
紙卷煙草	一五六	二三〇	鐵道及電車用車輛
	二五七	二三九	自
	二五六		動
			レ
			力
千本	一	一	一
七八六	一〇〇	○二九	板
二七〇	○〇〇	一五%	油
千本	一	一	一
七八六	一六〇	○二九	貢
二七〇	〇〇〇	一五%	粉
增	減	增	增
同	同	同	同
同	同	同	同
同	同	同	同
同	同	同	同
同	同	同	同
不	不	不	不
明	明	明	明

四八一	四六一	アニリン染料同	三五%	同	三五%	三九・九%	四六・七%
四九八	四六一	人造藍擔	一四・〇〇	擔	一四・〇〇	同	同

(上海日本商工會議所「經濟月報」第七卷第七號、「支那輸入新關稅率に就て」三五九—三六四頁參照)

昭和八年五月二十二日實施の支那改正關稅は米國派の財政部長宋子文が日支互惠協定の満

是等を原料とする國內産業に打撃を與へ、中華工業聯合會等は是等原料の稅率引下げを運動するに至つた位であつた。又關稅引上げの結果當該物品の輸入額を激減せしめ又益々密輸入を獎勵せるが爲め昭和六年の關稅收入額は十九億九千六百萬元なりしに對し、昭和七年には十五億二千百萬元、昭和八年には十三億四千六百萬元と遞減することとなつた。依て支那政府は前記改正關稅に対する國內實業團体の反對、其の差別的引上げに對し本邦政府より强硬なる抗議ありしに付新財政部長孔祥熙をして國內産業の保護、國庫の增收、及び外國貿易の調整の見地より改正關稅に對し再検討を加へしむることとなつた。其の結果昭和九年七月二日改正關稅率を公布、翌七月三日より實施した。右再改正に於ては特に本邦側よりの非難多かりし捺染及絲染綿布、高級毛絲及毛織物、水產物の一部、靴底革等に對し稅率を輕減し、同時に棉花、金屬及同製品、機械工具、木材、樟腦、マツチ軸木、無煙炭、磁器等に對し收入增加の目的を以て輕微の引上げを行つた。即ち本再改正に依つて收入增加一千五百餘萬元、減收三百萬元、差引千二百萬元の額を増加すべしと見積られた。尙上記關稅收入の遞減に鑑み現行五分の海關附加稅は七月一日より更に一ヶ年繼續徵收することとした。

し税率を輕減したることに反対し更に他の本邦主要輸入品に對し輕減を擴張するに付ては大反対があつた。結局昭和八年五月の支那排日關稅は翌昭和九年七月少許の修正を受けたるのみにて日本側の不滿の儘繼續實施せられることとなつた。斯くて爾後支那の貿易額は右差別的高關稅の爲他の列國に類例なき程度に縮少し就中本邦の對支貿易は最も萎縮するに至つた。

加之右昭和八年支那國定關稅實施後關東州、香港等の自由港地域を根據として「ジャンク」による密貿易が支那不開港との間に組織的に行はるゝに至り、之が爲め支那に於ける關稅收入を彌が上にも減收せしむることとなつた。更に滿洲事件後滿洲國と境を接する河北省内に設定せられた停戰區域に於ては國民政府の威力及ばざる自治政府組織せられ、右自治政府は國民政府より獨立せる特別關稅制度を設定した。即ち昭和十年十月二十二日冀東防共自治委員會なるもの香河縣に設立、南京政府よりの離脱自治を宣言し、次いで十二月二十五日之を冀東防共自治政府なるものに改組したが同自治政府は翌昭和十一年五月一日以降海路より同政府の領域内に輸入せらるゝ貨物に對して「冀東沿海輸入陸揚查驗暫行規則」及「冀東沿海貨物輸入陸揚查驗料金徵收細則」なるものを公布した。右によるに外國よりの海路輸入貨物の關稅は原則として國民政府の定めたる輸入稅率及其の附加稅額の四分の一となし、又徵稅に際しては一金單位を銀二・二元として換算銀建にて納付せしむることとした。又從來密輸入の目的となりし砂糖、人造絹絲、貝柱、卷煙草用紙等六品に對しては特別に低率なる關稅率を定め例へば白糖、赤糖每俵（百三十五斤）四元、人造絹絲（每百封度）二〇元、干貝（貝柱）（每百斤）一五元、煙草用紙（每小卷）一・六元となした。

之れに對し南京國民政府は冀東政府の設立が日本軍の支援の下に行はれたることを強硬に抗議する外上記排日抗日政策を代表する昭和八年高關稅率を一般國民及英米支援の下に日本よりの輸入貨物に對し强行せんとし、日支經濟關係は益々惡化するに至つた。其の後國民政府は其の財政的地位を強固にせんが爲め昭和八年三月八日銀本位幣貨鑄造

條例所謂廢兩改元令を公布したるが（一元を上海兩の七一・五%即ち一海關兩を一・五六銀元に法定す）、更に昭和八年七月二十日の倫敦銀協定、昭和九年一月三十一日の米國の弗貨切下げ、及同八月九日米國の銀買入法の實施の爲め銀價暴騰及對米爲替の暴落を來だし、支那より銀の流出と一般貨物輸入の激増を見るに至りし爲め之を阻止せんとし昭和九年十月十五日銀に對し輸出稅及平衡稅の賦課を始めた。然るに右によりて支那は國際經濟上到底銀本位を維持しえざるものと判定し英國大藏省顧問「リース・ロス」の案を容れ昭和十一年十一月三日より銀元を廢し英爲替に「リンク」する法幣なるものを採用し、一法幣は英爲替一志二片半（切下後の米貨約二九・九仙）と法定した。又右法幣維持の爲め同時に銀國有令を發し銀元の兌換を廢止し、之より得たる多額の銀塊を米國に輸出し前記米國の銀買入法により之れを高價に賣捌き右より得たる在米弗資金を以て準備基金に充つることとした。斯くて法幣制定當時は其の運命に付危惧するもの多かりしに拘らず爾後其の對外相場を安定維持せしむるを得た。其の結果支那は始めて國際經濟上銀相場の變動より生ずる惡影響より解放せらるゝこととなつたが、右幣制改革の爲め巨額の金銀正貨を米國に輸出する結果となり昭和四年より同六年に至る三ヶ年間の海關統計による金輸出超過總高九千百萬海關兩、銀輸入超過總高二億千八百萬海關兩なりしに對し、昭和九年乃至同十二年の四ヶ年間金輸出超過總高一億八千九百萬元、銀輸出超過總高九億六千四百萬元に及んだ。

之より先本邦に於ては昭和九年七月八日岡田内閣成立廣田（弘毅）外相は支那國民政府の汪行政院長と呼應し國交の調節に乗出し、其の結果國民政府は昭和十年二月十日「抗日排日貨停止命令」を發布し、同年五月十七日兩國政府間に大使を交換し多年の懸案を解決し、同六月九日國民政府は更に「敦睦邦交令」を布告し、昭和六年の滿洲事件以來日支間の惡感情も漸次改善せらるべきやに思はれた。然るに支那國民間に漫潤せる排日感情は容易に抜けず、八月九日日支懸案の和平解決を主張せる汪行政院長兼外交部長は排日派の策動の爲め辭表を提出せざるを得ざるに至りし

際は蔣主席と會見の結果之を思ひ止まりしも、其の後間もなく十一月一日排日派の爲め狙撃せられ辭職するに至つた。汪行政院長去りたる後の支那國民政府は行政院長は蔣介石となり外交部長は張群之に代ることとなりしが再び排日抗日の國民的氣運を最早防止するを得ざるに至り之が爲め昭和十年十一月一日より北平に動亂勃發し其の結果として十二月十八日國民政府の同意を經て北平に冀東政務委員會成立宗哲元其の委員長となり、同九日には上海に於て日本陸戰隊狙撃せられ、同十二月二十六日上記の通り冀東防共自治委員會は改組の上自治政府と改稱する等の事件を生ぜしが昭和十一年に入り排日的氣運は廣東を始め全國に瀕漫し北海（廣東省）、上海、豐臺（北京附近）、成都、大原等に於て本邦官民、陸海軍隊等に對する暴動を生じた。右日支國交關係は益々不良化するに對し當初蔣介石政府は支那の民心を刺戟せざる程度に日本との國交調整に努めたるが同年十二月十二日西安に於て張學良及共產軍の爲め監禁せられたる後態度一變し南京に歸還するや俄に容共抗日政策を採用するに至り、日支關係は益々險惡化し其の極まるところ昭和十二年七月七日蘆溝橋事件を契機として支那事變の發生を見るに至つた。同事件に對し當初兩國政府は之が擴大化防止に全力を盡したるも其の效なく、七月二十八日には日本軍の北平占領となり、同八月十三日には上海に於て日本陸戰隊と支那軍と衝突起こり、同十二月十三日には南京陥落し國民政府を代表する蔣政權は奥地に退去するに至つた。

之より先北支に於ては日本軍の北平占領後治安の回復早く昭和十二年十二月十四日同地に北支の治安維持を目的とする中華民國臨時政府樹立せられ、湯爾和、王克敏及董康の三人は議政、行政及司法の各委員長となつたが右北支臨時同政府は昭和十三年一月二十二日同領域内に實施せらるべき新關稅率を公布實施するに至つた。右新關稅率は爭亂に基く荒廢地の復興と民衆の救濟とを目的とし高關稅の輕減を計ると共に適當なる關稅收入を計らんとしたるものなりしにより昭和八年五月以來實施の國民政府の排日關稅が大に緩和せらるゝに至つた。即ち右北支臨時政府の新稅率

に於ては綿織物、砂糖、海產物、陶磁器、印刷紙等に對し國民政府の輸入稅率を半減し、護謨製品、人絹絲等の稅率は三分の一に減少し、鑛山機械、製鐵機械、小麥粉、栽培用種子等は暫行的に之を無稅とし、輸出稅に付ては豚毛、麩、亞麻子、麻類、羊毛類等を從價二分五厘に引下げ、棉質、棉花、亞麻子、鑛石、銑鐵鋼等を暫行的に無稅とした。而して右北京臨時政府の新關稅實施と同時に既述冀東政府の特別關稅制度は廢止せられ、又爾後北支と滿洲國との輸出入は陸境による場合にも海關稅を適用することとなつた。北支臨時政府に於ては通貨に付ても國民政府の夫れと分離せしが爲め昭和十三年三月十二日支那聯邦準備銀行を設立し、國民政府の法幣より離脱せる聯邦準備銀行券發行せしが、右聯銀券は所謂日滿支通貨「ブロツク」の建前より邦圓に「リンク」し且つ其の價格を「ペー」とした。

中南支に於ては日本軍の南京占領後の昭和十三年一月一日先づ上海に治安維持を目的として臨時政府組織せられたるに付兩者協議の上昭和九年七月の排日高關稅を廢止し支那國民政府が昭和五年（民國十九年即ち一九三一年）十二月二十九日公布、昭和六年一月一日より實施したる改正關稅を復活南北兩地域に於て等しく實施することとなつた。尤も北支に於て前記一月二十二日より實施の新關稅法中特に減免せる輸出入品目は一切之を据置き、又中支に付ても輸出稅の減免は北支同様之を採用することとした。斯くて昭和五年支那關稅法中に包含せられた同年五月の日支關稅協定稅率も復活せられ、協定品目外の人絹、砂糖等の關稅も大正十五年の北京關稅會議に於て定めたる差等關稅に近きものに引下げられた。茲に於て日支貿易關係は關稅率に關する限りは正常狀態に入ることとなつたのである。尤も支那事變の擴大に從ひ中南支及北支孰れに於ても通貨の下落、物價の暴騰となり、一般經濟關係は健全なる發達を見るに至らない。即ち中南支に於ては其の後法幣價格の維持困難となり昭和十三年には平均二割九分方の下落を來

たしたるに過ぎざりしが昭和十四年六月には對英爲替相場は六片二分の一に、同七月末には四片に暴落し、北支聯銀券は名目上は依然邦圓ペーを維持して居たが、之を基準とする物價は事變前に比し數倍となつた。

左に参考の爲め支那の重要輸入品たる棉花(重要輸入先米、印度)、綿織絲(日)、金巾及生シーテング(日、英)、羅紗類(英)、鐵板(英、米、獨)、精糖(日、蘭印)、葡萄酒(佛)、紙卷煙草(英、米)、人造藍(獨)、石油(米)、米(印度、佛印)、小麥(米、濠、加)、小麥粉(日、米)の十三品に付(1)昭和五年正月六日調印日支互惠協定の基礎となりたる昭和五年二月一日より實施の所謂七種差等關稅法、(2)昭和八年五月十六日日支互惠協定廢棄後昭和九年七月四日より實施せられた所謂排日支那關稅法、及び(3)昭和十三年六月一日より復活實施を見たる昭和五年十二月二十九日の關稅定率法との稅率比較表を示す。

第三表 支那國定關稅率比較表

備考 本表第一欄稅率は第一表第三欄稅率を百匁建金單位標準に變更せるものとす。

品 名	單位	稅番	昭和五年稅率	稅番	國昭和九年 定稅率	稅番	國昭和十三年 定稅率
棉 綿 織 絲	花 百 匁	四 八	三〇〇金單位	七一	五〇〇	四七	三四七
(甲) 生のもの							
(1) 十七番手を超えるもの	五一の(甲)	七五〇	の(1)の(甲)	一一〇〇	五一	八・七六	
(2) 二十七番手乃至二十三番手のもの	八二五	の(1)	一一〇〇		九・五九		
(3) 至三十五番手乃至三十三番手のもの	一一一五	の(1)	一五〇〇		一三〇六	一・四七	
生金巾及生シーテング							
封度半乃至十五 封度長さ四十 を超えるもの	一 定	二の(1)	每疋一・六一 〇〇〇%	二の(1)	一疋を超 ゆるもの		
鐵板八分の一時未滿 のもの	每 匁	九八	一〇・一〇〇% (1)一〇・一〇〇% (2)一〇・一〇〇% (3)一〇・一〇〇% (4)一〇・一〇〇% (5)一〇・一〇〇% (6)一〇・一〇〇% (7)一〇・一〇〇% (8)一〇・一〇〇% (9)一〇・一〇〇% (10)一〇・一〇〇% (11)一〇・一〇〇% (12)一〇・一〇〇% (13)一〇・一〇〇% (14)一〇・一〇〇% (15)一〇・一〇〇% (16)一〇・一〇〇% (17)一〇・一〇〇% (18)一〇・一〇〇% (19)一〇・一〇〇% (20)一〇・一〇〇% (21)一〇・一〇〇% (22)一〇・一〇〇% (23)一〇・一〇〇% (24)一〇・一〇〇% (25)一〇・一〇〇% (26)一〇・一〇〇% (27)一〇・一〇〇% (28)一〇・一〇〇% (29)一〇・一〇〇% (30)一〇・一〇〇% (31)一〇・一〇〇% (32)一〇・一〇〇% (33)一〇・一〇〇% (34)一〇・一〇〇% (35)一〇・一〇〇% (36)一〇・一〇〇% (37)一〇・一〇〇% (38)一〇・一〇〇% (39)一〇・一〇〇% (40)一〇・一〇〇% (41)一〇・一〇〇% (42)一〇・一〇〇% (43)一〇・一〇〇% (44)一〇・一〇〇% (45)一〇・一〇〇% (46)一〇・一〇〇% (47)一〇・一〇〇% (48)一〇・一〇〇% (49)一〇・一〇〇% (50)一〇・一〇〇% (51)一〇・一〇〇% (52)一〇・一〇〇% (53)一〇・一〇〇% (54)一〇・一〇〇% (55)一〇・一〇〇% (56)一〇・一〇〇% (57)一〇・一〇〇% (58)一〇・一〇〇% (59)一〇・一〇〇% (60)一〇・一〇〇% (61)一〇・一〇〇% (62)一〇・一〇〇% (63)一〇・一〇〇% (64)一〇・一〇〇% (65)一〇・一〇〇% (66)一〇・一〇〇% (67)一〇・一〇〇% (68)一〇・一〇〇% (69)一〇・一〇〇% (70)一〇・一〇〇% (71)一〇・一〇〇% (72)一〇・一〇〇% (73)一〇・一〇〇% (74)一〇・一〇〇% (75)一〇・一〇〇% (76)一〇・一〇〇% (77)一〇・一〇〇% (78)一〇・一〇〇% (79)一〇・一〇〇% (80)一〇・一〇〇% (81)一〇・一〇〇% (82)一〇・一〇〇% (83)一〇・一〇〇% (84)一〇・一〇〇% (85)一〇・一〇〇% (86)一〇・一〇〇% (87)一〇・一〇〇% (88)一〇・一〇〇% (89)一〇・一〇〇% (90)一〇・一〇〇% (91)一〇・一〇〇% (92)一〇・一〇〇% (93)一〇・一〇〇% (94)一〇・一〇〇% (95)一〇・一〇〇% (96)一〇・一〇〇% (97)一〇・一〇〇% (98)一〇・一〇〇% (99)一〇・一〇〇% (100)一〇・一〇〇% (101)一〇・一〇〇% (102)一〇・一〇〇% (103)一〇・一〇〇% (104)一〇・一〇〇% (105)一〇・一〇〇% (106)一〇・一〇〇% (107)一〇・一〇〇% (108)一〇・一〇〇% (109)一〇・一〇〇% (110)一〇・一〇〇% (111)一〇・一〇〇% (112)一〇・一〇〇% (113)一〇・一〇〇% (114)一〇・一〇〇% (115)一〇・一〇〇% (116)一〇・一〇〇% (117)一〇・一〇〇% (118)一〇・一〇〇% (119)一〇・一〇〇% (120)一〇・一〇〇% (121)一〇・一〇〇% (122)一〇・一〇〇% (123)一〇・一〇〇% (124)一〇・一〇〇% (125)一〇・一〇〇% (126)一〇・一〇〇% (127)一〇・一〇〇% (128)一〇・一〇〇% (129)一〇・一〇〇% (130)一〇・一〇〇% (131)一〇・一〇〇% (132)一〇・一〇〇% (133)一〇・一〇〇% (134)一〇・一〇〇% (135)一〇・一〇〇% (136)一〇・一〇〇% (137)一〇・一〇〇% (138)一〇・一〇〇% (139)一〇・一〇〇% (140)一〇・一〇〇% (141)一〇・一〇〇% (142)一〇・一〇〇% (143)一〇・一〇〇% (144)一〇・一〇〇% (145)一〇・一〇〇% (146)一〇・一〇〇% (147)一〇・一〇〇% (148)一〇・一〇〇% (149)一〇・一〇〇% (150)一〇・一〇〇% (151)一〇・一〇〇% (152)一〇・一〇〇% (153)一〇・一〇〇% (154)一〇・一〇〇% (155)一〇・一〇〇% (156)一〇・一〇〇% (157)一〇・一〇〇% (158)一〇・一〇〇% (159)一〇・一〇〇% (160)一〇・一〇〇% (161)一〇・一〇〇% (162)一〇・一〇〇% (163)一〇・一〇〇% (164)一〇・一〇〇% (165)一〇・一〇〇% (166)一〇・一〇〇% (167)一〇・一〇〇% (168)一〇・一〇〇% (169)一〇・一〇〇% (170)一〇・一〇〇% (171)一〇・一〇〇% (172)一〇・一〇〇% (173)一〇・一〇〇% (174)一〇・一〇〇% (175)一〇・一〇〇% (176)一〇・一〇〇% (177)一〇・一〇〇% (178)一〇・一〇〇% (179)一〇・一〇〇% (180)一〇・一〇〇% (181)一〇・一〇〇% (182)一〇・一〇〇% (183)一〇・一〇〇% (184)一〇・一〇〇% (185)一〇・一〇〇% (186)一〇・一〇〇% (187)一〇・一〇〇% (188)一〇・一〇〇% (189)一〇・一〇〇% (190)一〇・一〇〇% (191)一〇・一〇〇% (192)一〇・一〇〇% (193)一〇・一〇〇% (194)一〇・一〇〇% (195)一〇・一〇〇% (196)一〇・一〇〇% (197)一〇・一〇〇% (198)一〇・一〇〇% (199)一〇・一〇〇% (200)一〇・一〇〇% (201)一〇・一〇〇% (202)一〇・一〇〇% (203)一〇・一〇〇% (204)一〇・一〇〇% (205)一〇・一〇〇% (206)一〇・一〇〇% (207)一〇・一〇〇% (208)一〇・一〇〇% (209)一〇・一〇〇% (210)一〇・一〇〇% (211)一〇・一〇〇% (212)一〇・一〇〇% (213)一〇・一〇〇% (214)一〇・一〇〇% (215)一〇・一〇〇% (216)一〇・一〇〇% (217)一〇・一〇〇% (218)一〇・一〇〇% (219)一〇・一〇〇% (220)一〇・一〇〇% (221)一〇・一〇〇% (222)一〇・一〇〇% (223)一〇・一〇〇% (224)一〇・一〇〇% (225)一〇・一〇〇% (226)一〇・一〇〇% (227)一〇・一〇〇% (228)一〇・一〇〇% (229)一〇・一〇〇% (230)一〇・一〇〇% (231)一〇・一〇〇% (232)一〇・一〇〇% (233)一〇・一〇〇% (234)一〇・一〇〇% (235)一〇・一〇〇% (236)一〇・一〇〇% (237)一〇・一〇〇% (238)一〇・一〇〇% (239)一〇・一〇〇% (240)一〇・一〇〇% (241)一〇・一〇〇% (242)一〇・一〇〇% (243)一〇・一〇〇% (244)一〇・一〇〇% (245)一〇・一〇〇% (246)一〇・一〇〇% (247)一〇・一〇〇% (248)一〇・一〇〇% (249)一〇・一〇〇% (250)一〇・一〇〇% (251)一〇・一〇〇% (252)一〇・一〇〇% (253)一〇・一〇〇% (254)一〇・一〇〇% (255)一〇・一〇〇% (256)一〇・一〇〇% (257)一〇・一〇〇% (258)一〇・一〇〇% (259)一〇・一〇〇% (260)一〇・一〇〇% (261)一〇・一〇〇% (262)一〇・一〇〇% (263)一〇・一〇〇% (264)一〇・一〇〇% (265)一〇・一〇〇% (266)一〇・一〇〇% (267)一〇・一〇〇% (268)一〇・一〇〇% (269)一〇・一〇〇% (270)一〇・一〇〇% (271)一〇・一〇〇% (272)一〇・一〇〇% (273)一〇・一〇〇% (274)一〇・一〇〇% (275)一〇・一〇〇% (276)一〇・一〇〇% (277)一〇・一〇〇% (278)一〇・一〇〇% (279)一〇・一〇〇% (280)一〇・一〇〇% (281)一〇・一〇〇% (282)一〇・一〇〇% (283)一〇・一〇〇% (284)一〇・一〇〇% (285)一〇・一〇〇% (286)一〇・一〇〇% (287)一〇・一〇〇% (288)一〇・一〇〇% (289)一〇・一〇〇% (290)一〇・一〇〇% (291)一〇・一〇〇% (292)一〇・一〇〇% (293)一〇・一〇〇% (294)一〇・一〇〇% (295)一〇・一〇〇% (296)一〇・一〇〇% (297)一〇・一〇〇% (298)一〇・一〇〇% (299)一〇・一〇〇% (300)一〇・一〇〇% (301)一〇・一〇〇% (302)一〇・一〇〇% (303)一〇・一〇〇% (304)一〇・一〇〇% (305)一〇・一〇〇% (306)一〇・一〇〇% (307)一〇・一〇〇% (308)一〇・一〇〇% (309)一〇・一〇〇% (310)一〇・一〇〇% (311)一〇・一〇〇% (312)一〇・一〇〇% (313)一〇・一〇〇% (314)一〇・一〇〇% (315)一〇・一〇〇% (316)一〇・一〇〇% (317)一〇・一〇〇% (318)一〇・一〇〇% (319)一〇・一〇〇% (320)一〇・一〇〇% (321)一〇・一〇〇% (322)一〇・一〇〇% (323)一〇・一〇〇% (324)一〇・一〇〇% (325)一〇・一〇〇% (326)一〇・一〇〇% (327)一〇・一〇〇% (328)一〇・一〇〇% (329)一〇・一〇〇% (330)一〇・一〇〇% (331)一〇・一〇〇% (332)一〇・一〇〇% (333)一〇・一〇〇% (334)一〇・一〇〇% (335)一〇・一〇〇% (336)一〇・一〇〇% (337)一〇・一〇〇% (338)一〇・一〇〇% (339)一〇・一〇〇% (340)一〇・一〇〇% (341)一〇・一〇〇% (342)一〇・一〇〇% (343)一〇・一〇〇% (344)一〇・一〇〇% (345)一〇・一〇〇% (346)一〇・一〇〇% (347)一〇・一〇〇% (348)一〇・一〇〇% (349)一〇・一〇〇% (350)一〇・一〇〇% (351)一〇・一〇〇% (352)一〇・一〇〇% (353)一〇・一〇〇% (354)一〇・一〇〇% (355)一〇・一〇〇% (356)一〇・一〇〇% (357)一〇・一〇〇% (358)一〇・一〇〇% (359)一〇・一〇〇% (360)一〇・一〇〇% (361)一〇・一〇〇% (362)一〇・一〇〇% (363)一〇・一〇〇% (364)一〇・一〇〇% (365)一〇・一〇〇% (366)一〇・一〇〇% (367)一〇・一〇〇% (368)一〇・一〇〇% (369)一〇・一〇〇% (370)一〇・一〇〇% (371)一〇・一〇〇% (372)一〇・一〇〇% (373)一〇・一〇〇% (374)一〇・一〇〇% (375)一〇・一〇〇% (376)一〇・一〇〇% (377)一〇・一〇〇% (378)一〇・一〇〇% (379)一〇・一〇〇% (380)一〇・一〇〇% (381)一〇・一〇〇% (382)一〇・一〇〇% (383)一〇・一〇〇% (384)一〇・一〇〇% (385)一〇・一〇〇% (386)一〇・一〇〇% (387)一〇・一〇〇% (388)一〇・一〇〇% (389)一〇・一〇〇% (390)一〇・一〇〇% (391)一〇・一〇〇% (392)一〇・一〇〇% (393)一〇・一〇〇% (394)一〇・一〇〇% (395)一〇・一〇〇% (396)一〇・一〇〇% (397)一〇・一〇〇% (398)一〇・一〇〇% (399)一〇・一〇〇% (400)一〇・一〇〇% (401)一〇・一〇〇% (402)一〇・一〇〇% (403)一〇・一〇〇% (404)一〇・一〇〇% (405)一〇・一〇〇% (406)一〇・一〇〇% (407)一〇・一〇〇% (408)一〇・一〇〇% (409)一〇・一〇〇% (410)一〇・一〇〇% (411)一〇・一〇〇% (412)一〇・一〇〇% (413)一〇・一〇〇% (414)一〇・一〇〇% (415)一〇・一〇〇% (416)一〇・一〇〇% (417)一〇・一〇〇% (418)一〇・一〇〇% (419)一〇・一〇〇% (420)一〇・一〇〇% (421)一〇・一〇〇% (422)一〇・一〇〇% (423)一〇・一〇〇% (424)一〇・一〇〇% (425)一〇・一〇〇% (426)一〇・一〇〇% (427)一〇・一〇〇% (428)一〇・一〇〇% (429)一〇・一〇〇% (430)一〇・一〇〇% (431)一〇・一〇〇% (432)一〇・一〇〇% (433)一〇・一〇〇% (434)一〇・一〇〇% (435)一〇・一〇〇% (436)一〇・一〇〇% (437)一〇・一〇〇% (438)一〇・一〇〇% (439)一〇・一〇〇% (440)一〇・一〇〇% (441)一〇・一〇〇% (442)一〇・一〇〇% (443)一〇・一〇〇% (444)一〇・一〇〇% (445)一〇・一〇〇% (446)一〇・一〇〇% (447)一〇・一〇〇% (448)一〇・一〇〇% (449)一〇・一〇〇% (450)一〇・一〇〇% (451)一〇・一〇〇% (452)一〇・一〇〇% (453)一〇・一〇〇% (454)一〇・一〇〇% (455)一〇・一〇〇% (456)一〇・一〇〇% (457)一〇・一〇〇% (458)一〇・一〇〇% (459)一〇・一〇〇% (460)一〇・一〇〇% (461)一〇・一〇〇% (462)一〇・一〇〇% (463)一〇・一〇〇% (464)一〇・一〇〇% (465)一〇・一〇〇% (466)一〇・一〇〇% (467)一〇・一〇〇% (468)一〇・一〇〇% (469)一〇・一〇〇% (470)一〇・一〇〇% (471)一〇・一〇〇% (472)一〇・一〇〇% (473)一〇・一〇〇% (474)一〇・一〇〇% (475)一〇・一〇〇% (476)一〇・一〇〇% (477)一〇・一〇〇% (478)一〇・一〇〇% (479)一〇・一〇〇% (480)一〇・一〇〇% (481)一〇・一〇〇% (482)一〇・一〇〇% (483)一〇・一〇〇% (484)一〇・一〇〇% (485)一〇・一〇〇% (486)一〇・一〇〇% (487)一〇・一〇〇% (488)一〇・一〇〇% (489)一〇・一〇〇% (490)一〇・一〇〇% (491)一〇・一〇〇% (492)一〇・一〇〇% (493)一〇・一〇〇% (494)一〇・一〇〇% (495)一〇・一〇〇% (496)一〇・一〇〇% (497)一〇・一〇〇% (498)一〇・一〇〇% (499)一〇・一〇〇% (500)一〇・一〇〇% (501)一〇・一〇〇% (502)一〇・一〇〇% (503)一〇・一〇〇% (504)一〇・一〇〇% (505)一〇・一〇〇% (506)一〇・一〇〇% (507)一〇・一〇〇% (508)一〇・一〇〇% (509)一〇・一〇〇% (510)一〇・一〇〇% (511)一〇・一〇〇% (512)一〇・一〇〇% (513)一〇・一〇〇% (514)一〇・一〇〇% (515)一〇・一〇〇% (516)一〇・一〇〇% (517)一〇・一〇〇% (518)一〇・一〇〇% (519)一〇・一〇〇% (520)一〇・一〇〇% (521)一〇・一〇〇% (522)一〇・一〇〇% (523)一〇・一〇〇% (524)一〇・一〇〇% (525)一〇・一〇〇% (526)一〇・一〇〇% (527)一〇・一〇〇% (528)一〇・一〇〇% (529)一〇・一〇〇% (530)一〇・一〇〇% (531)一〇・一〇〇% (532)一〇・一〇〇% (533)一〇・一〇〇% (534)一〇・一〇〇% (535)一〇・一〇〇% (536)一〇・一〇〇% (537)一〇・一〇〇% (538)一〇・一〇〇% (539)一〇・一〇〇% (540)一〇・一〇〇% (541)一〇・一〇〇% (542)一〇・一〇〇% (543)一〇・一〇〇%				

小 米、穀、小 麥 粉	百 石 粉	二八〇 無 稅	三三八 從價一割五分 一・二四	三〇四 無 稅
小 麥 粉	無 稅	三五七 從價二割五分 (甲)三〇五	無 稅	無 稅

第四款 支那新國民政府の通商政策

然るに其後支那に於ては昭和十五年三月三十日國民政府行政院長汪兆銘が南京に還りて新政府を組織し、新政府は防共和平を骨子とする十大政綱を發表した。かくて新國民政府が南京に於て其の機能を發揮するに至りしを以て、同日上海に於ける維新政府は解散し、北支に於ける臨時政府は華北政務委員會に改組し、北支は同委員會の下に行政上特殊地域たることを新國民政府により認められた。之より先中支に於ては維新政府成立後も依然舊國民政府の法幣を通貨と認め、上記の如く法幣の相場暴落せるに拘らず昭和十三年八月三十一日江海關監督局告示により關稅納付に關する限りは法幣が六片以下に下落せざる限り依然一志二片半の法定價値あるものとして受領し、六片以下に下落したる場合には適當の調整を加ふることゝした。其の結果關稅負擔額は法幣の下落に應じ輕減せらるゝことゝなつた。例へば法幣が六片に下落せば關稅率も四割一分餘に低減せらるゝ勘定である。尤も此の方法にては從價稅品に付ては其の課稅價格を磅弗等の外貨建とする場合には其の利益を受くるも、法幣建とする場合は右輕減の利益を受けざるの不公平がある。旁々昭和十四年五月一日華興商業銀行設立せられ、右により發行せられたる華興券は暫行的に英貨六片の價値あるものとし、専ら海關用通貨として使用せしめ法幣は一切六片基準の華興券に換算したる後右華興券は一金單位の價値あるものとして計算することゝなつた。尤も北支に於ては聯合準備銀行發行聯銀券を對內的には一華興券と同價値あるものと見做し、對外的には圓元「ペー」の建前上米貨二十三弗十六分の七の價値あるもの（即ち百米弗）である。

は四二六・六六六聯銀券）と見做し海關稅を計算した。其の結果北支に於ける關稅負擔は事實中支よりも一般に高額となつた。

此の如く中南支に於ては北支と異り依然として法幣を通貨として使用したるが、新國民政府は昭和十五年十二月二十日資本金一億元を以て中央儲備銀行法を公布し、翌昭和十六年一月六日より之れを開業せしめ新法幣を發行せしめ同時に華興券を廢止せしむることゝした。尤も右新法幣は中南支に於て依然舊法幣流通力の大なるに鑑み之と等價値にて流通せしむるを原則としたが、其の法定價格たる一志二片半の四分の一即ち三片八分五以下に下落する時は之より離脱せしむるの方針を採用した。而して其後舊法幣の下落は益々甚しく右限界以下となりしに付昭和十七年三月九日中央儲備銀行券を法幣より切離し、之を圓に「リンク」せしむるものとし、儲備銀行券百を以て邦圓十八に相當するものとした。尤も右儲備銀行券を金單位に換算する場合に於ては依然一法幣を六片と爲し、夫れ以上に下落した場合に限り之に調整を加ふることを改めざりしが故に金單位基準の關稅率は依然中支に於ては北支よりも低減せられたのである。

斯く中南支及北支共本邦との間に通貨「ブロック」を形成する見地より圓を基準として法貨の價格を定めたるも北支に於ては聯銀券を邦圓「ペー」に換算し、中南支に於ては上記の通り儲備券一元は〇・一八圓と法定し而も其の關稅納付に付ては依然米弗基準の金單位を變則的修正の上採用せるに付兩地域に於ては同一關稅定率法を採用するに拘らず其の關稅負擔額に於ては甚しき差異を生じた。加之兩地域共支那事變の進展と共に軍需品以外の輸出入額は減少し、又軍需品は免稅を受くるに付大に關稅收入額の減少を見るに至つた。斯くて支那關稅平均率は昭和五年關稅自主權回復前從價五分に満たざりしものが、同國定關稅實施後は俄に一割四分に引上げられ、更に昭和八年日支互惠協定廢棄排日關稅實施後の昭和十年には從價二割七分に、支那事變發生の昭和十二年には從價二割九分の高率となつた。

之を同年に於ける日本の平均率從價六分一厘八毛に比し甚だ高率なるのみならず、保護高率關稅を以て有名なる米國に於てすら昭和八年に於て從價一割九分、同十三年に於て一割六分なりしを以てすれば支那關稅の相當高率なりしことが判明する。而して支那事變後於ては昭和十三年の關稅收入額は二億五千百萬元、又昭和十四年の關稅收入額三億三千萬元にして之を總輸入額に割當つれば前者は從價二割九分、後者は二割五分に相當し、依然支那事變前同様高率なるも、右は法幣總輸入額を金單位輸入額より計算するに當り法定通り一志二片半の價值を有し居るものと見做し居るが爲めにして、若し關稅收入額をも金單位にて計算する場合には前者は從價二割一分、後者は一割一分に輕減せられて居るのである。

支那新國民政府に於ては上記金單位による支那關稅率の標準が米國通貨を基礎とするのみならず實際上殆ど意味を有せざるものとなりたるに鑑み之を廢止せんことを欲した。然るに一般の例に倣ひ通貨を以て課稅の基礎とせんとするときは中南支に於ては儲備券建、北支に於ては聯銀券建とせざるべからざるも、斯くては兩地域に於ける關稅差額は益々甚しきに至るべく、又邦圓建とするも中南支に於ける關稅率は北支の夫れに對し百分の十八に輕減せらるゝことゝなる次第である。依て之れに根本的改正を加ふることゝし昭和十九年二月一日より金單位制を廢し同時に中南支、北支共全面的に從價稅制を採用することゝなつた。而して輸入品課稅價格は總て輸入地域に於ける通貨にて表示せしむることゝし、又右從價稅率は從來從量稅品たりしものに付ては昭和五年の從量稅換算基準率又從價稅品に付ては當該從價稅率に一割を附加したるものとした。其の結果新關稅法に於ても從價五分、一割、一割五分、二割、二割五分、三割、四割、五割及六割の九種差等稅率に分類せられた。換言すれば昭和五年の支那國定稅率に於ては從量稅品四四一目、從價稅品二一〇目なりしものが全部從價稅品となつたのである。尤も新關稅に於ては昭和五年の關稅に比し軍需資材たる銑鐵外二五品目及生活必需品又は原價品に對する稅率は之を引下げ、其の代りに戰時下不必要と認輸出貿易を獎勵することゝした。

支那事變勃發後本邦側に於ても日支貿易増進をあらゆる方面より企圖したるも、支那に於ける通貨暴落による全面的物價騰貴と本邦に於ける昭和十三年九月十八日の物價停止令公布の結果とにより相互間に存する物價の開き甚しきに至りたる爲め益々困難となつた。即ち昭和十三年十二月二十九日の商工省令により第三國より輸入の原料を以てせる製品の滿支への輸出を一定額以下に限定するに至り、又支那よりの輸入は前記物價高殊に圓元ペー等による日支通貨比率公定の結果正常の手續によりては到底引合はざることゝなつた。依て是等統制を受くる輸出品に對しては統制手數料を徵し右徵收手數料及國庫より下付する多額の輸入補償金を以て特定物品の輸入を便にすることゝした。東亞輸出入組合、日本貿易統制會、及交易營團は主として是等の統制をして設立せられた機關である。

更に本邦政府は昭和十八年六月三十日公布の勅令を以て曩に昭和十六年議會通過の關稅定率法第三條の二による隣接地域製產物に對する優遇關稅の規定を支那生產に係る小豆、蠶豆、落花生、菜子及芥子、牛豚肉、鳥卵、落花生油、綿實油、生果、船舶、木材等二四品目に及ぼし、是等に對しては本邦に於ける輸入稅を免除することゝし、又粟、ヘヤー・ネット等に對しては大正十三年の贊澤關稅從價十割を從價三割又は四割に輕減することゝした。

第五款 支那貿易情勢

支那の對外貿易は第一次歐洲大戰中其の増進振り目覺ましきものがあつた。大正八年は大正二年に比し其の金換算貿易額は百二十八割増となつた。之を日本の二百三十割増に比すれば相當遜色があるも殆んど他の列國に其の比を見ざるところである。然るに其の間に甚しき銀の騰貴あるが故に銀元標示の貿易額によるときは大正八年に於ける支那貿易額は大正二年に比し僅に三割一分増加に過ぎない。之に反し大正十四年貿易額は大正八年に比し銀貨漸落の結果銀元標示の額によれば三割五分増を示し却て大戰中の好成績を示し居るも金換算額に於ては却て一割九分方の減少である。之を本邦が同期間の金換算の貿易額に於て一割方の減少を示せるに比し稍々不良である。其後銀は下落し續け昭和四年には歐洲大戰前よりも少しく下廻り明治三十六年頃の相場迄下落し之が爲昭和四年の銀元標準支那貿易額は大正十四年に比し大差なきものとなりたるも金換算額に於ては二割四分減となつた。本邦が此の間に二分方の増進を示し居るに比し不良と云はざるを得ない。即ち支那は歐洲大戰後の最盛期たる昭和四年に於て舊關稅の据置、銀下落等有利の條件ありたるに拘らず革命の爲め本邦に於けるが如き好成績を示し居らぬのである。其後革命は終止し、國民政府の樹立となりたるも昭和五年國定關稅の實施、昭和六年瀘洲事件の發生、其の後に於ける日本との抗爭、殊に昭和八年五月二十二日以後に於ける排日的高關稅實施により支那貿易額は惡化の一路を辿つた。昭和十二年支那事變發生排日高關稅の廢止となりたるも支那本土に於て日支兩軍抗爭の爲め其の回復捲々しからざるところに再び昭和十六年十二月太平洋戰爭の開始により支那と歐米との交通は遮斷せられ貿易は日本其の他東亞諸國との間に限定せらるゝに至りたるが故に益々減退を見るに至りたることは下記第四表乃至第六表の示す通りである。

第四表 支那及日本外國貿易累年比較表（單位は何れも百萬とする）

備考 本表所載支那輸入額中の金單位及元、及び輸出額中の元は支那海關統計所載によるものとす。
右金單位とは昭和七年以後支那海關輸入統計に於て採用せられたるものにして、當時に於ける米弗四

○仙（即ち昭和九年一月三十日以後切下げの米弗六七・六仙に相當す）に相當するものとす。昭和六年以前の計數に於ては金單位又は元による貿易額を比較する爲め支那海關統計所載元又は海關兩額を爲替相場により金單位に又一・五六の割合にて元に換算して置いた。又昭和七年以後の海關輸出統計に於ては元のみを記載し居るに付之亦比較参考の爲め右元所載額を上海に於ける對米爲替相場を基礎とし金單位額に換算掲載することとした。更に本表金貨換算額は本邦統計所載輸出入額を舊米弗平價四九・八五弗と當時に於ける對米本邦圓貨爲替相場との比例により算出せるものである。

年次	支那輸入額		支那輸出額		金貨換算額 (百萬圓)
	金單位	元	金單位	元	
大正二年(一九一三年)	一一〇四〇	八八九	六三六	六二九	一、九七六
大正八年(一九一九年)	二二二八五	一、〇九	二二二六	九八四	一、九七六
大正十四年(一九二五年)	一、九九三	一、四七九	一、六四二	一、二二一	三、六三五
昭和四年(一九二九年)	一、六四六	一、六一四	一、一二六	一、〇七〇	二、七七二
昭和六年(一九三一年)	一、一一三	一、九九六	六五	九一五	二、七二八
昭和八年(一九三三年)	六九〇	一、三四六	三五	六一二	一、〇〇五
昭和一二年(一九三七年)	四一九	九五三	三六七	八三八	七八六
昭和一四年(一九三九年)	五三九	一、三三四	一八八	一、〇七二	七三七
昭和一五年(一九四〇年)	七四九	二、〇二七	一九二	一、九七〇	二、四〇六
			五四一	三、九九七	一、七三三

第五表 支、日、米貿易額累年比較表（舊米金換算、單位百萬弗）

備考

(1) 本表は國際聯盟貿易統計を基礎として作成したものにして本表中日本とは内地と外國とのみの輸出入額を示し、日本と臺灣及朝鮮との移出入額を包含せず。尤も支那に付ては支那及滿洲國を包含せるものを示し、右括弧内のものは支那のみを示せるものとす。尙昭和十五年の計數は當該國を

發表貿易統計用轉金額（本邦に付ては内地、朝鮮、臺灣合算額）より推定すを對象爲管区域を基礎として舊米弗に換算せるものである。

本表の支那及日本轉出入客機不借出號内に當該年度にかかる(一〇〇元又は)一〇〇圓の對外營業費
爲替相場を示す。

第六表 日滿支貿易推移指數比較表

備考 本表は東亞經濟研究年報第一輯「東亞諸國に於ける貿易及貿易制度」所載物價調整累年貿易表より作成す。尙昭和十五年に於ける本邦輸出入額は朝鮮、臺灣をも包含せるものとし、滿洲に付ては同年一月乃至八月迄の分とす。(同上年報第一輯一四八頁乃至一八九頁參照)

第六款 日支貿易關係の推移

顧みて昭和八年實施支那の排日的高關稅が如何に日支間の貿易に悪影響を及ぼしたるを示さんが爲め日米英よりの重要輸入品の輸入額消長を示すに次の如くである。

第七表
支那重要輸入品輸入年額比較表

備考 本表は支那税關統計所載による。計算の単位は大正二年及昭和四年に付ては百萬海關兩、昭和十二年及同十四年に付ては百萬元とす。又品名欄括弧内は主要輸入先を示す。

支那への總輸入額	木 材 (日、米)	化學製品及藥材(獨)	葉煙草及紙卷煙草(米)	砂 糖 (日、蘭印)	米 及 蕎麥粉(日及 及 濱洲)	魚 介 及 海產物(日)	車 輛 及 部 分 品(米)	機械及工具(米、英)	石油(ガソリン、液體 料を含む)	金屬及鑄物(米、英)	人 人 (日)	毛 及 同 製 品(英)	綿 製 品(日)	花 品(米)	絹 品(英)
一六六	二六	三四	四八	五九	六三	六三	六〇	六〇	六七	七三	一六	一六	一六	一八五	一六八
一六六	二六	三四	四八	五九	六三	六三	六三	六三	六七	七三	一六	一六	一六	一八五	一九一
一六六	二六	三三	四六	五九	六一	六一	六一	六一	六一	七三	一六	一六	一六	一八五	一九一
九五三	二三	三三	四六	五九	六一	六一	六一	六一	六一	七三	一六	一六	一六	一八五	一九一
一三四	七七	三四	五五	五五	七七	七七	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一六	一六	一六	一六	一六

即ち昭和八年の排日關稅の爲め昭和十二年の統計に於ては日本より主として輸入された綿布、砂糖、人絹、海產物の輸入額が激減し、之に反し金屬及鑛物（米英）、石油（米）、機械及工具（米英獨）、及車輛及部分品（米英）等は其の輸入額を増加し居るを知るに足る。而して前述の如く昭和十三年五月支那維新政府及北支臨時政府が比較的妥當なる昭和五年の支那關稅法を復活したる後は是等昭和八年の差別的排日關稅の爲支那への輸入が人爲的に減少せしめられたる本邦輸入貨物は徐々之れを回復するに至りたることは昭和十四年の統計により知るを得るのである。更に上記昭和八年の支那關稅により本邦より支那への重要輸出品が如何に悪影響を蒙りたるやを本邦側輸出統計により示せば次の如くである。

第八表 本邦統計による對支重要輸出品輸出額表

備考 大正二年及昭和四年輸出額中には満洲、香港をも含み、昭和十一年及十四年統計中には満洲を含まず。孰れの統計數に於ても關東州を包含せず。尙単位は千圓とす。

石炭	一六、七六七	三一、八五四	七、四三〇
セメント	一一、三一三	一、二九一	一、九四五
硝子及同製品	三、三五二	一、五三四	三、〇二四
支那への輸出額	一八八、一二三一	四〇七、七〇八	四五五、四七九
		一七九、二五一	

加之支那は昭和八年後對歐米向原料品の輸出に専念せるに至りしを以て本邦への支那重要輸入品も亦其の輸入額を減するに至つた。然るに昭和十二年支那事變發生後本邦に於て種々の方法にて支那より原料買付けに専念し、又支那側に於ても輸出税の廢止等により之に對應せるに付特に革類、棉花、羊毛の本邦への輸入額を増加するに至りたることは次表に示す通りである。

第九表 本邦統計による支那重要輸入品輸入額表

品名	備考	第八表参照。	
豆類	大正二年	昭和四年	昭和二年
採脂油原料			昭和一四年
革類		一二、〇七八	三、六三五
棉類		一九、九五一	一、五一五
羊毛		六、三九一	一、二四九
礦物油類		三三、六二九	一、一四八
花石		一一三、六一〇	四六、八〇九
糟粕	大正二年	一六〇	一、一六三
入總額	六二、五一八	一一、七五五	八、七一七
		八、四八〇	不 明
		四〇、五六一	四、二〇四
		二一〇、六八三	五、五九四
		一四三、六三六	二一五、六六二

昭和八年排日的支那關稅の實施に伴ひ支那貿易上に占むる日本の地位も俄に下降したが、昭和十三年に於て昭和五年

年の國定稅率の復活により日本は再び其の優位を回復するに至つた。支那輸入貿易統計上本邦の占むる地位は大正二年に於て總額に對し二一・六%なりしが、昭和四年には二五・四%に増加したるが、排日關稅實施の爲め昭和十二年には一六・三%に下落した。然るに昭和十三年には二三・八%に回復し、昭和十四年及昭和十五年に於ては北支輸入貿易統計を作成するに當り聯銀券を法幣と同額に計算するに拘らず尙平均二三・〇%臺を維持して居る。之に反し米國の支那輸入貿易上占むる地位は大正二年には六・一%に過ぎざりしが、昭和四年には八・三%に増加し、昭和十二年には排日關稅の爲め間接的好影響を受け一旦一九・八%に激増したが、昭和十三年には一七・一%に下降した。英本國及獨逸も亦大體米國に準じ昭和十二年に於ては俄に其の輸入貿易上の比率を増加し、昭和十三年以後に於ては昭和四年に占めたる正常狀態に復するに至つた。尤も昭和十五年に於て英及獨の輸入貿易上占むる地位が俄に下降せるは第二次歐洲大戰の影響を受け米國よりの輸入が米獨に代りたるものと言はざるを得ない。左に支那主要貿易國輸出入額の上に占むる比率を示さん。

第十表 對主要列國支那貿易額比率表

備考
大正二年日本の中には朝鮮、臺灣を含み、昭和四年には臺灣を、昭和十二年以降は朝鮮、臺灣を包含せず、朝鮮、臺灣はその他の中に包含せらる。尚本貿易統計表中昭和十四年以降に於て日本の占むる比率増進歩々しからず、之に反し依然米國に於て優位を占むる所以は北支と中南支との間に通貨異なるに拘らず之を等しく同一の元として計上し居るが爲めである。即ち日本との貿易額の多き北支にては聯銀券使用せられ、米國との貿易額の多き中南支に於ては法幣使用せられ居るところ、海關統計に於ては兩者共同の價値を有するものとして計上し居るが爲めである。從て眞實日本の占むる貿易上の地位は本表に示すよりも大なりと言はざるべからず。詳細は東亞經濟研究年報第一輯一五四頁及一五五頁參照。

第一 支那輸出入額比率表

國名	大正二年	昭和四年	昭和二年	昭和三年	昭和一四年	昭和一五年
英國	二〇〇	二五・四	一四・〇	一九一	二六一	一四・七
日本	一一六	八・五	一〇・七	一三六	一八五	六・九
米合衆國	七・五	一六・二	一一・二	一五六	五・六	一・五
獨逸	四・六	三・九	一〇・七	一五三	一〇・九	四・一
香港	二九・二	一六・九	二九・一	三四六	三・九五	三・九〇
其他	二七・〇	一九・四	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
合計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

國名	大正二年	昭和四年	昭和二年	昭和三年	昭和一四年	昭和一五年
英國	二一・六	二五・四	一六・三	一三・八	二三・八	二三・八
日本	一七・〇	二五・四	一一・七	八・〇	五・九	四・〇
米合衆國	六・一	八・三	一九・八	一六・〇	一六・〇	二一・三
獨逸	四・九	五・三	一五・三	一二・八	六・五	二・七
香港	二九・八	一六・九	二一・三	二一・八	二・六	七・二
其他	二〇・六	二四・六	二一・八	三・五五	四・四七	四・二〇
合計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

國名	大正二年	昭和四年	昭和二年	昭和三年	昭和一四年	昭和一五年
英國	二一・六	二五・四	一六・三	一三・八	二三・八	二三・八
日本	一七・〇	二五・四	一一・七	八・〇	五・九	四・〇
米合衆國	六・一	八・三	一九・八	一六・〇	一六・〇	二一・三
獨逸	四・九	五・三	一五・三	一二・八	六・五	二・七
香港	二九・八	一六・九	二一・三	二一・八	二・六	七・二
其他	二〇・六	二四・六	二一・八	三・五五	四・四七	四・二〇
合計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

國名	大正二年	昭和四年	昭和二年	昭和三年	昭和一四年	昭和一五年
英國	四・一	九・〇	一三・六	二七・三	二一・三	二一・三
日本	一七・〇	二一・一	一九・〇	一八・六	一八・六	一八・六
米合衆國	二五・〇	一七・一	一九・〇	一八・六	一八・六	一八・六
獨逸	三九・九	三四・七	三三・九	二七・三	二二・〇	二二・〇
香港	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
其他	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
合計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

之と同様本邦貿易統計に於て支那の有する地位も昭和八年に於ける排日關稅の爲め下降し、昭和十二年以後之が回復を見た。左に参考の爲め日本對東亞諸國貿易額累年比較表を示す。

第十一表 日本對東亞諸國貿易額累年比較表

國名	大正二年	昭和四年	昭和七年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一四年
(甲) 本邦 臺灣、諸島	八・三	四・六一	三・九八	一・〇三五	一・三〇八	一・〇〇
朝鮮、南洋地	(一・一・六)	(一・七・七)	(一・一・〇)	(一・四・六)	(一・一・七)	(一・一・七)
(乙) 東亞諸國	(三・三・八)	(六・九二)	(一・五・〇)	(一・二・七)	(一・三・九八)	(一・三・九八)
關東州、滿洲	(四・三〇)	(四・一・四)	(八・二)	(一・六・一)	(三・五・〇)	(三・五・〇)
支那(香港を含む)	(三・六・四)	(一・八・九)	(一・四・七)	(一・四・五)	(一・三・九三)	(一・三・九三)
其他	(三・一・三)	(一・六・〇)	(八・一・七)	(一・四・五)	(一・三・九一)	(一・三・九一)
度支那、東亞諸國領地、英領馬來西亞、印度、緬甸、比律賓、新嘉坡、英領泰民印、英領印度、其地、其國	(九・二・六)	(五・四)	(五・二・九)	(五・二・二)	(四・八・六)	(四・八・六)

(同) 東 亜 外 諸 國	通 計	(五・三九)	(二・四六)	(一・一三)	(四・二二)	(七・二)	(三・一)
印度、セイロン、 豪洲、新西蘭、ニ ューカレドニア、 ジニア、ニューカレ		(五・〇九)	(一・三九)	(一・〇八三)	(二・六七)	(七・四九)	(三・九一)
本邦總輸移出額	(一・七五)	(一・六一〇)	(一・八〇八)	(一・〇〇)	(一・〇〇)	(一・〇〇)	(一・〇〇)
本邦總輸移入額	(一・〇〇)	(一・〇〇)	(一・〇〇)	(一・〇〇)	(一・〇〇)	(一・〇〇)	(一・〇〇)
第一 輸移入國別貿易額表							
國名	大正二年	昭和四年	昭和七年	昭和一二年	昭和一三年	昭和一四年	昭和一四年
(同) 本邦植民地	六五	五五五	五一九	一・〇一〇	一・七六	一・二四七	一・二四七
(乙) 東 亞 諸 國	(八・二)	(一・四・四)	(一・六・六)	(三・一)	(三・〇・六)	(三・九・九)	(三・九・九)
關東州及滿洲國	(三・一七四)	(一・四・〇)	(一・五・〇)	(一・五・五)	(一・八・一)	(一・九・八)	(一・九・八)
支那(香港を含む)	(六・一)	(一・六・六)	(一・二・九)	(一・二・九)	(一・三・九)	(一・四・六)	(一・四・六)
其の他の東亞諸國	(七・八)	(二・一)	(一・四・八)	(一・四・八)	(一・六・六)	(一・二・二)	(一・二・二)
(同) 東 亞 外 諸 國	(一・〇・二)	(一・六・八)	(一・四・〇)	(一・三・二)	(一・六・六)	(一・二・七)	(一・二・七)
通 計	(五・三・七)	(一・四・二)	(一・二・九)	(一・二・九)	(一・二・九)	(一・二・九)	(一・二・九)
本邦總輸移入額	(一・七九四)	(一・〇・七一)	(一・〇・〇)	(一・〇・〇)	(一・〇・〇)	(一・〇・〇)	(一・〇・〇)

備考 東亞諸國中大正二年及昭和四年統計關東州及滿洲國中には滿洲國を含まず。右は支那の中に包含せらる。同年報一四〇頁—一四二頁参照。

第三節 滿洲國との條約交渉

第一款 概 説

昭和六年九月十八日滿洲事變の結果は昭和七年三月一日滿洲國建設となつたが滿洲國は其の建國宣言に於て建國の目的たるや多年の支那統治下に於て在滿蒙諸民族が蒙りたる禍亂より脱却し一に順天安民の趣意に依り王道樂土を建設するにありとした。從て新國家領土内に居住する者は種族の分別なく、原有の漢族、滿族、蒙族、日本、朝鮮の各種族は勿論、其他の國人と雖も長久に居留を願ふ者は亦平等の待遇を享くことを得となし、又「其の對外政策は信義を尊重し力めて親睦を求め、凡そ國際間の舊有の通例は遵守を敬謹せざることなし。其の中華民國以前各國と定むる所の條約、債務の滿蒙新領土内に屬するものは、皆國際慣例に照し、繼續承認し、其の自ら我が新國境内に投資して商業を創興し利源を開拓することを願ふもの有れば、何國に論なく一律に歡迎し、以て門戸開放機會均等の實際を達せむ」と述べた。其後同年三月十二日付外交總長謝介石の名を以て建國宣言の趣意を諸外國に通曉せしむる爲め滿洲に領事を派遣して居た日、英、米、佛、蘇、獨、奧、白、丁、伊、蘭、ポーランド、チエツコ、葡、ニストニア、ラトヴィア、リツニア等十七ヶ國に新國家の成立の旨を通すると共に、(一)國際法規、慣例に從ひ國際正義を尊重すること、(二)中華民國が負へる條約上の義務は之を繼承すること、(三)諸外國人の滿洲國領域内に於ける既得権は侵害することなきは勿論、其の生命、財産は完全に保護すること、(四)諸外國人の滿洲に來住することを歡迎し、各民族に對しては平等公正なる待遇を與ふること、(五)列國との通商貿易を容易ならしむること、(六)外國人の滿洲國に於ける